

科目名	司法実務 I	科目分類	■ 専門科目群 □ 総合科目群		
			法学部	□ 必修	■ 選択
英文表記	Practical of civil law I	開講年次	□ 1年 □ 2年 ■ 3年 □ 4年		
			開講期間	■ 前期 □ 後期 □ 通年 □ 集中	
ふりがな	つなしま きみひこ	実務家教員担当科目	○	修得単位	2 単位
担当者名	網島 公彦	実施方法	■ 対面のみ □ 遠隔のみ □ 対面・遠隔併用		
授業のテーマ	後期開講の司法実務Ⅱと合わせて受講することにより、民事実体法で認められている各種の権利（請求権等）が、民事紛争の最終的解決手段である民事裁判手続等によってどのように実現されるのかを知ることができる。				
到達目標	1 私法上の様々な権利が、最終的にどのような裁判手続によって実現されていくのかについて、基本的な知識と具体的なイメージをもつことができる。 2 1で得た知識とイメージを基に、実際に生じた民事紛争についての現実的で正しい対処法を判断できるようになる。				
授業概要	代表的な民事紛争の類型ごとに、その解決手段としての民事裁判手続等がどのように行われていくかを紹介します。その中で、いわゆる「要件事実論」や「事実認定の手法」についても、その基本的な考え方について触れますが、高度な専門的知識の習得を目的とするのではなく、「紛争解決手続における合理的な考え方とは何か。」を考えることに主眼を置きます。				
授業計画					
第1回	ガイダンス 本科目で取り上げる民事紛争の類型と民事裁判手続の概要の紹介				
第2回	民事通常訴訟手続入門① 訴訟の提起				
第3回	民事通常訴訟手続入門② 主張と争点整理				
第4回	民事通常訴訟手続入門③ 証拠・証明				
第5回	民事通常訴訟手続入門④ 訴訟の終了（判決・和解等）				
第6回	実際の民事訴訟① 貸金返還請求(1) 要件事実等				
第7回	実際の民事訴訟② 貸金返還請求(2) 代表的な攻撃防御方法				
第8回	実際の民事訴訟③ 売買代金請求				
第9回	実際の民事訴訟④ 債務不履行に基づく損害賠償請求 介護事故				
第10回	実際の民事訴訟⑤ 不法行為に基づく損害賠償請求 不貞行為慰謝料				
第11回	実際の民事訴訟⑥ 交通事故損害賠償請求（その1）責任原因 過失割合				
第12回	実際の民事訴訟⑦ 交通事故損害賠償請求（その2）損害				
第13回	実際の民事訴訟⑧ 不動産関係訴訟(1) 所有権・登記・境界画定				
第14回	実際の民事訴訟⑨ 不動産関係訴訟(2) 賃貸借契約				
第15回	まとめと補充の講義				
第16回	定期試験				
授業時間外の学習	事前に各回に取り上げるテーマに関する資料（レジュメ、裁判例抜粋等）をポータルサイトで配布するので、目を通して、疑問点や自分なりの意見を整理（言語化）しておき、授業に備えます（1.5時間程度）。授業では、あまり本には書かれていない（書きにくい）「実務の実情」などを口頭で紹介することもあるので、各自でメモしてください。授業後は、基本的な法律概念が理解できたか確認するとともに、授業前とで自分の考えにどのような変化があったかを整理（言語化）してください（1.5時間程度）。その成果物をレポートとして提出することで成績評価上の加点が認められることがあります。				
履修条件 受講のルール	民事実体法の知識が必要になるので、民法科目（総則、物権、債権総論・各論、家族法）のどれかを履修していることが望ましいですが、必ずしも単位を取得していなくてもかまいません。もっとも、民事裁				

	判手続全般について興味を持っていることが必須条件です。
テキスト	特定のものを使用しません。
参考文献・資料	授業やポータルサイトで適宜紹介します。
成績評価の方法	定期試験の結果を70%とし、授業貢献度（自ら質問したり、講師からの質問に対してとにかく何か応答するなど、授業に積極的に関わる姿勢をいう。自発的なレポート提出があれば重視します。）を30%（ただし、加点事由としてのみ考慮するものとし、誤答等による減点はしない。）として、総合判断します。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。
オフィスアワー	月曜日 14:40 ~ 16:10 金曜日 13:00 ~ 14:30
成績評価基準	秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	裁判官としての民事裁判実務経験に基づいて、現実の民事裁判手続ではどのようなことが行われているのかの具体的なイメージを伝えることで、「裁判」や「裁判所」、その他司法に関わる各職種（裁判官やその他の裁判所職員、弁護士等）に対する正しい認識と理解を得てもらうことを目指します。
学生へのメッセージ	昨今、電子メールやSNSを手段とした詐欺が横行していますが、その一類型として、「すぐにお金を払わない場合は裁判に訴えます。」というのがあります。元裁判官として、「裁判にする」というのが「脅し」になるというこの現実をどう受け止めたらいいのか……。昔から、「出るところに出る」という表現がありますが、これは、「裁判所」などの中立公正な場に出て公明正大に白黒の決着を付けるという意味であり、やましいところのない人は恐れる必要はなく、人を騙そうとする者らこそ忌避するはずのものです。本講座を受講した皆さんが、そこで得た知識を元に、周囲の人々に「裁判所は恐れるようなところではない。」というメッセージの伝道者となってくれることを期待します。